

# 保険・年金 フォーカス

## 退職給付会計基準改正の概要

—2014年3月期以降の主な改正点と今後の方向について—

金融研究部 上席研究員 梅内 俊樹  
(03)3512-1849 umeuchi@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

わが国の退職給付制度には、大きく分けて拠出建てと給付建ての二つの制度がありますが、企業会計における処理方法はそれぞれ異なります。

拠出建て制度は、確定拠出年金に代表されるように、企業が拠出する掛金額が予め定められた退職給付制度です。定められた掛金の拠出以後に追加的な負担が生じることのない外部拠出型の制度であるため、債務を認識する必要はなく、企業会計上は当該制度に基づく各期の要拠出額を費用処理するだけで済まされます。

一方、給付建て制度は、確定給付企業年金などの将来の退職給付額が予め定められた制度です。掛金の拠出と積立金の運用収益で将来の給付が賄えるように、企業が拠出すべき掛金額は予め算定されます。ただし積立金の運用で予定された収益を上げることが出来なければ、企業は追加的な掛金拠出を迫られます。つまり、企業は将来の給付に対応する債務を負っていると見做されます。このため企業会計上は、毎期の費用処理だけでなく、期末の債務と積立金の差額を一定のルールに従って負債として計上することも求められています。

給付建て制度の会計処理は企業会計基準に詳細が定められていますが、2012年5月に基準が改正(企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」)され、一部を除き2014年3月期から改正後の基準が適用されることになりました。そこで以下では、主な改正点について概観し、改正の背景や今後の方向性について確認します。

### 2—主な改正点の概要

退職給付に関する会計基準の主な改正点は、1)連結ベースの貸借対照表での遅延認識から即時認識への変更、2)開示項目の拡充、3)退職給付債務計算方法の変更、の3点です。1)、2)は2014年3月期から適用され、3)の適用は2014年4月1日以降に開始する事業年度の期首からとされています。

## 1 | 連結ベースの貸借対照表での遅延認識から即時認識への変更

給付建での退職給付制度は、企業が従業員に対して債務（以下、退職給付債務）を負っているとの考え方が前提となっています。退職給付に関する会計処理では、この退職給付債務から、予め積み立てられた年金資産を差し引いた差額を母体企業の貸借対照表に計上するのが基本的な考え方です。

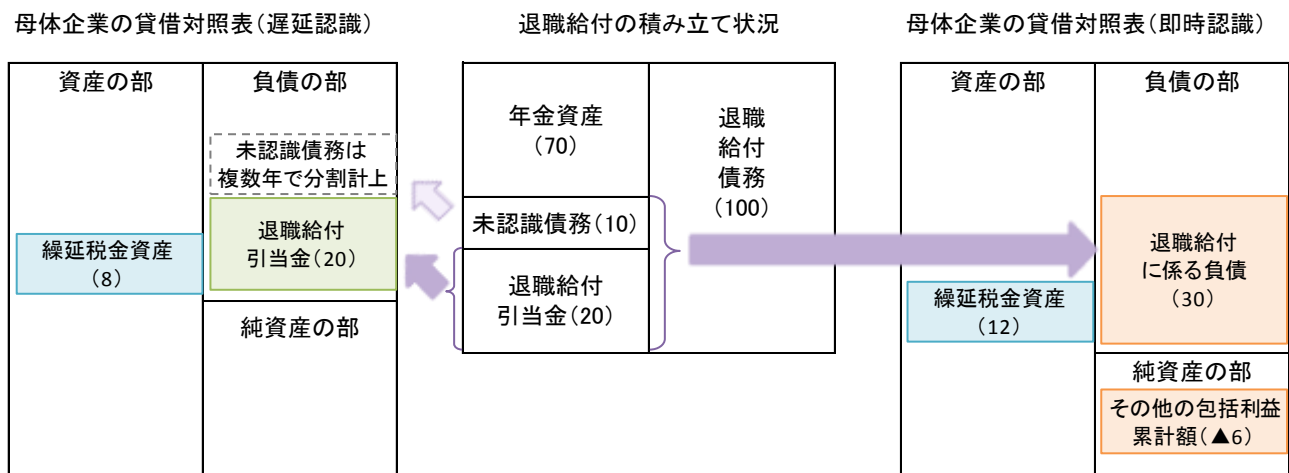
改正前の基準では、この差額のうち運用損失などによって生じた額（未認識債務）についてはオフバランスとされ、一定の年数に分割して貸借対照表の負債の部に退職給付引当金として計上する遅延認識が認められていました（図表1左）。

これに対し改正後の基準では、未認識債務についてもオンバランスが義務付けられています。退職給付債務と年金資産の差額全額を、決算期末の母体企業の貸借対照表に「退職給付に係る負債」として計上し、税効果調整後の未認識債務を純資産の部のその他の包括利益累計額にマイナス計上する即時認識が求められます（図表1右）。

退職給付債務と年金資産の差額は、退職給付債務や年金資産の変動により増減します。年金運用で多額の損失が生じて、改正前の基準では損失額を一定の年数をかけて少しずつ負債計上することができました。即時認識のもとでは、損失額そのまま負債として計上され、その分純資産が減少することになります。遅延認識から即時認識への改正により、企業は今まで以上に年金運用のリスクについて慎重かつ適切な対応が求められることとなります。

なお、貸借対照表における即時認識は、連結ベースの貸借対照表上においてのみ義務付けられており、個別財務諸表では遅延認識に従ったこれまでと同様の処理が求められています。個別財務諸表に即時認識を適用する場合には、会社法上の分配可能額に影響が及ぶ可能性が懸念されるなど、他の諸規制との関連にも配慮が求められる一方で、関係者の合意形成が十分に図られていないことが、背景にあるようです。

図表1 貸借対照表への遅延認識と即時認識



注) 繰延税金資産、その他の包括利益累計額は、実効税率を40%として計算。

## 2 | 開示項目の拡充

退職給付に関しては、従来からも一定の開示が求められていました。退職給付制度の概要や退職給付の会計処理基準に関する事項などです。しかしながら、退職給付の運営状況や退職給付に係るリスクが企業経営に与える影響を、外部から評価するには不十分な開示に留まっていた。

改正後の基準では、退職給付債務や年金資産の増減の内訳、年金資産の主な内訳、退職給付債務の割引率、年金資産の長期期待運用収益率などが新たな開示項目として付け加えられました（図表2、3）。年金運用の期間損益や運用利回り、企業年金（積立型退職給付制度）の積立過不足、年金ポートフォリオの妥当性、長期期待運用収益率の適切性などが、外部からも評価できるようになります。それだけに、退職給付制度のあり方や年金運用のリスク管理について、問われる可能性が高まるものと想定されます。

図表2 改正後の開示項目

- |  |
|--|
| (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項                                |
| (2) 企業の採用する退職給付制度の概要                                 |
| (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                             |
| (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                               |
| (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表        |
| (6) 退職給付に関連する損益                                      |
| (7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳                |
| (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳 |
| (9) 年金資産に関する事項(年金資産の主な内訳を含む。)                        |
| (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項                                |
| (11) その他の退職給付に関する事項                                  |

注) 赤字は、改正により追加された開示項目

図表3 改正により追加された開示項目の一部の開示例

年金資産の期首残高と期末残高の調整表		退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	
期首における年金資産	140,000	積立型制度の退職給付債務	151,500
期待運用収益	5,250	年金資産	-146,500
数理計算上の差異の当期発生額	-1,050		5,000
事業主からの拠出額	10,300	非積立型制度の退職給付債務	51,000
退職給付の支払額	-8,100	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56,000
その他	100	退職給付に係る負債	58,000
期末における年金資産	146,500	退職給付に係る資産	-2,000
		貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56,000
年金資産の主な内訳		数理計算上の計算基礎に関する事項	
債券	48%	割引率	3.0%
株式	39%	長期期待運用収益率	3.6%
現金及び預金	8%		
その他	5%		
合計	100%		

出所) 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の開示例より、作成

## 3 | 退職給付債務の計算方法の変更

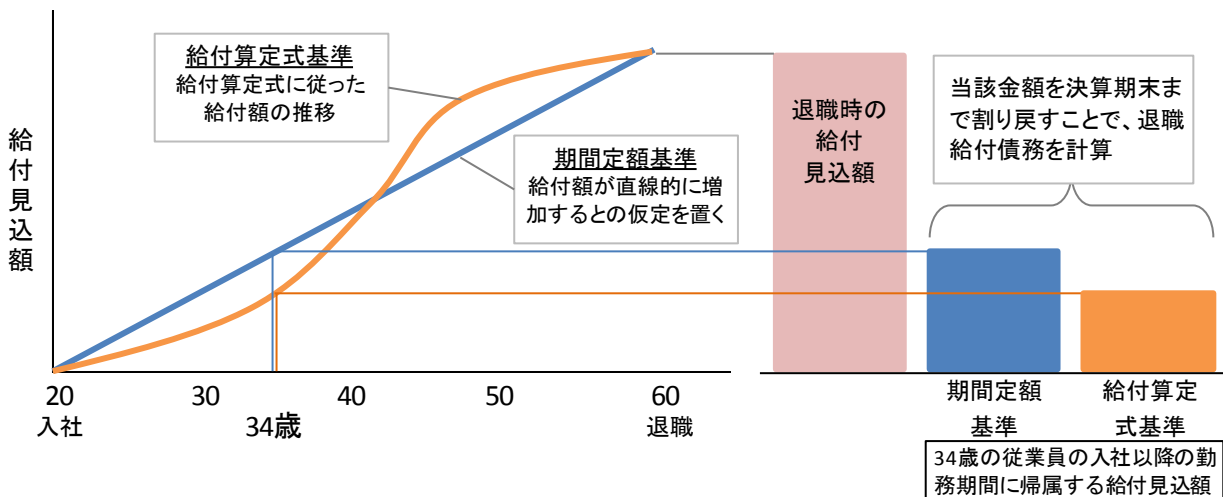
企業会計においては、退職給付は労働の対価として支払われる賃金の後払いであるとの考え方に立っています。このため退職給付債務は、将来支払いが見込まれる退職給付見込額のうち、決算期末までの労働の対価と見做される額を、市場金利で決算期末の価値に割り戻すことによって計算されます。

今回の改正では、決算期末までの労働の対価と見做される額の算定方法（期間帰属方法）と、期末の価値に割り戻す際の割引率の決定方法が見直されました。

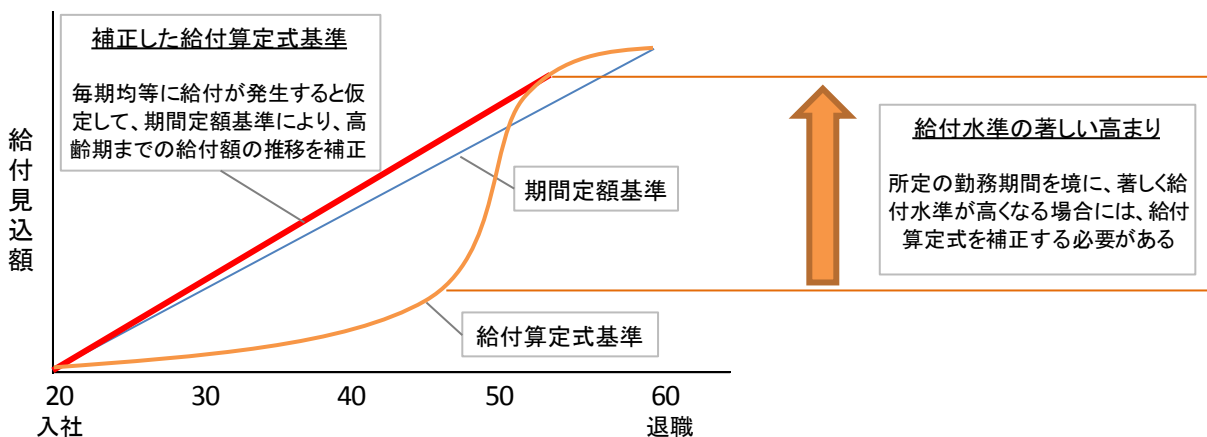
期間帰属方法には、退職給付見込額について全勤務期間で除して各期の発生額とする「期間定額基準」と、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付額を、退職給付見込額の各期の発生額とする「給付算定式基準」の二つの基準があります（図表4）。改正前は「期間定額基準」が原則とされていましたが、改正により「期間定額基準」と「給付算定式基準」からの選択性になりました。なお、「給付算定式基準」を選択する場合には、勤務期間の後期における給付が初期よりも著しく高い水準となるとときには、後期までの期間の給付が每期均等に生じるとものとして補正した給付算定式に従わなければならないとされています（図表5）。

期間帰属方法を「期間定額基準」から「給付算定式基準」に変更することで退職給付債務が増加するか減少するかは、給付算定式と従業員の年齢別構成により異なるため一概には言えません。ただし給付算定式の補正を伴う場合には、図表5で「補正した給付算定式基準」が「期間定額基準」を全年齢層で上回っていることから推測されるように、退職給付債務が増加するケースの方が多いと想定されます。

図表4 期間帰属方法のイメージ



図表5 給付算定式の均等補正のイメージ



一方、割引率については、改正前は「従業員の平均残存勤務期間に近似した年数」に対応する市場金利を割引率とすることが実務上、認められていました。しかし改正後は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないとされ、給付までの期間に応じた市場金利をもとに設定することが求められています。具体的な決定方法としては、1) 給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した「単一の加重平均割引率」を使用する方法、2) 給付の支払見込期間ごとに設定された「複数の割引率」を使用する方法（イールドカーブ方式）の二通りが考えられます。

当該改正に伴い2014年度に退職給付債務の計算方法が変更されれば、退職給付債務や退職給付に係る負債にも影響を及ぼすこととなります。ただしその影響は、期間帰属方法や割引率決定方法でどのような基準を選択するかや、その他の前提条件等によって異なる点には注意が必要です。

### 3—会計基準改正の背景と今後の方向性

会計基準は、投資家が投資判断を行う際に企業の経営成績や財政状態などを測定するための物差しとしての役割を果たしています。資本市場における重要なインフラであり、適切性や正確性の確保が不可欠ですが、近年の企業活動や金融資本市場のグローバル化によって、財務諸表の国際的な比較可能性の向上も求められるようになってきました。こうした中、物差しとしての会計基準を国際的に統一することがグローバルな目標として掲げられ、世界各国においては国際会計基準を自国の会計基準として適用する動きが広がっています。日本においても、会計基準を国際会計基準に近づけ、更には統一を目指すための主体的な取り組みを続けることが、日本の企業や日本の金融資本市場の発展のためにも極めて重要になっています。こうした企業会計を巡るグローバルな動きを背景として、2010年3月期からは、一定の要件を満たす企業を対象にIFRSの任意適用（IFRSに基づく連結財務諸表の提出）が認められるようになりましたが、今般の日本の退職給付に関する会計基準の改正もまた、日本の会計基準と国際会計基準（IFRS）との主要な差異の解消を目指したものであり、国際的な会計基準統一の一環として位置づけられています。

今後についてですが、改正後も国際会計基準との差異は完全には解消されておらず、引き続き基準統一に向けた検討が進められる方向です。2013年6月に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」には、「IFRS 任意適用要件の緩和」と「IFRSのエンドースメント（一部基準の削除又は修正）」により、IFRSの任意適用企業の増大を図る方針が示されています。要件の緩和は2013年11月に実施されましたが、IFRSのエンドースメントについては企業会計委員会で検討が続けられています。

なお、IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にはなく、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認するとともに、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、議論を行っていくとされています。引き続き、会計基準に関する議論の行方を注視していく必要があります。